

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会 設置要綱

（目的）

第1条 平成24年3月に作成され、平成26年12月に一部改正された「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（以下、「ガイドライン」という。）について、温泉資源の保護と地熱発電関係に関する課題を検証のうえ5年毎の見直しに資するため、有識者による「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1）ガイドラインに関し、温泉資源の保護を図りながら地熱発電の導入促進に寄与するよう改訂について検討を行う。
- （2）その他目的達成のための必要な事項

（構成）

第3条 検討会は次に掲げる委員をもって構成する。

（1）委員

地質学、水文学、法学、環境アセスメント、薬学、地球科学、自治体、温泉事業者等の有識者9名とする。

なお、別途オブザーバーを指名することもある。

（運営）

第4条 検討会は、座長が招集し、議事進行を行う。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- 4 座長は、自らが検討会に出席できない場合、自らの代理人として、あらかじめ事務局の了解を得た有識者等を出席させることができる。
- 5 検討会は原則として公開とし、議事については議事概要を公開するものとする。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開にできる。

（事務局）

第5条 検討会の事務局は、環境省より委託を受けたパシフィックコンサルタンツ株式会社が務める。

（その他）

第6条 上記に定めのない事項で、検討会の運営に必要なものについては、随時検討会の中で協議する。

（附則）

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改訂検討会
委員名簿

(敬称略・50音順)

氏名	所属機関・団体及び役職
あだち まきお 安達 正敏	国際石油開発帝石株式会社 経営企画本部 事業企画ユニット シニアコーディネーター
いたでら かずひろ 板寺 一洋	神奈川県 温泉地学研究所 研究課長
かんろじ やすお 甘露寺 泰雄	公益財団法人 中央温泉研究所 専務理事
こうけつ ひさし 交告 尚史	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
きとう よしやす 佐藤 好億	一般社団法人 日本温泉協会 常務副会長、地熱対策特別委員会顧問
たなか ただし 田中 正	筑波大学 名誉教授
にしきざわ しげお 錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 准教授
のだ てつろう 野田 徹郎	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 名誉リサーチャー
やまざき よしあき 山崎 吉明	大分県 生活環境部 自然保護推進室 室長